

一、相关新法令、新政策

● 关于修改《中华人民共和国劳动合同法》的决定【全文】

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会

【发布文号】主席令第七十三号

【发布日期】2012-12-28

【实施日期】2013-07-01

【内容提要】本次修改围绕“劳务派遣用工方式”，主要修改点如下：

1	提高劳务派遣单位的行业门槛： <ul style="list-style-type: none"> ▪ 劳务派遣单位的注册资本由“不少于 50 万元”提高到“不少于 200 万元”； ▪ 增加设立劳务派遣单位的行政许可手续。
2	细化、强化保障被派遣劳动者的同工同酬权利。
3	限制劳务派遣用工的使用范围： <ul style="list-style-type: none"> ▪ 明确界定“临时性、辅助性、替代性”； ▪ 明确提出“用工单位的劳务派遣用工数量不得超过其用工总量的一定比例（具体比例，由国务院劳动行政部门另行规定）”。
4	加重劳务派遣单位及用工单位的违法责任。

【法令全文】

全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国劳动合同法》的决定 中华人民共和国主席令第七十三号

《全国人民代表大会常务委员会关于修改〈中华人民共和国劳动合同法〉的决定》已由中华人民共和国第十一届全国人民代表大会常务委员会第三十次会议于 2012 年 12 月 28 日通过，现予公布，自 2013 年 7 月 1 日起施行。

中华人民共和国主席 胡锦涛
2012 年 12 月 28 日

全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国劳动合同法》的决定 (2012 年 12 月 28 日第十一届全国人民代表大会常务委员第三十次会议通过)

第十一届全国人民代表大会常务委员会第三十次会议决定对《中华人民共和国劳动合同法》作如下修改：

一、将第五十七条修改为：经营劳务派遣业务应当具备下列条件：

- (一) 注册资本不得少于人民币二百万元；
- (二) 有与开展业务相适应的固定的经营场所和设施；

一、関連する新法令、新政策

● 「中華人民共和国労働契約法」の改正に関する決定【全文】

【発布機関】全国人民代表大会常务委员会

【発布番号】主席令第七十三号

【発布日】2012-12-28

【施行日】2013-07-01

【概要】この度の改正は、「劳务派遣による使用方式」を巡るものであり、主な改正点は以下の通りである。

1	劳务派遣組織の業界のハードルを引き上げた。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 劳务派遣組織の登録資本を「50 万元以上」から「200 万元以上」に引き上げた。 ▪ 劳务派遣組織設立の行政許可手続を追加した。
2	派遣労働者の同一業務同一報酬の権利を詳細化し、保障を強化した。
3	劳务派遣による労働者使用の範囲を制限した。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「臨時性、補助性、代替性」を明確に画定した。 ▪ 「使用者の劳务派遣による労働者使用の数量がその労働者使用数量の一定比率を超えてはならない(具体的な比率は国务院の労働行政部門が別途規定)」と明言した。
4	劳务派遣組織および実際の使用者の違法責任を重くした。

【法令全文】

「中華人民共和国労働契約法」の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定 中華人民共和国主席令第七十三号

『「中華人民共和国労働契約法」の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定』は、中華人民共和国第十一届全国人民代表大会常務委員会第三十回の会議で、2012 年 12 月 28 日に通過され、これを公布し、2013 年 7 月 1 日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤
2012 年 12 月 28 日

「中華人民共和国労働契約法」の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定 (2012 年 12 月 28 日に第十一届全国人民代表大会常務委員会第三十回会議で通過された。)

第十一期全国人民代表大会常務委員会第三十回會議は、「中華人民共和国労働契約法」について以下の通り改正することを決定した。

一、第五十七条は以下の通り改正する。
「劳务派遣業務を取り扱うには、次に掲げる条件を具備しなければならない。

- (一) 登録資本は人民元 200 万元を下回ってはならない。

(三) 有符合法律、行政法规规定的劳务派遣管理制度；

(四) 法律、行政法规规定的其他条件。

经营劳务派遣业务，应当向劳动行政部门依法申请行政许可；经许可的，依法办理相应的公司登记。未经许可，任何单位和个人不得经营劳务派遣业务。

二、将第六十三条修改为：被派遣劳动者享有与用工单位的劳动者同工同酬的权利。用工单位应当按照同工同酬原则，对被派遣劳动者与本单位同类岗位的劳动者实行相同的劳动报酬分配办法。用工单位无同类岗位劳动者的，参照用工单位所在地相同或者相近岗位劳动者的劳动报酬确定。

劳务派遣单位与被派遣劳动者订立的劳动合同和与用工单位订立的劳务派遣协议，载明或者约定的向被派遣劳动者支付的劳动报酬应当符合前款规定。

三、将第六十六条修改为：劳动合同用工是我国的企业基本用工形式。劳务派遣用工是补充形式，只能在临时性、辅助性或者替代性的工作岗位上实施。

前款规定的临时性工作岗位是指存续时间不超过六个月的岗位；辅助性工作岗位是指为主营业务岗位提供服务的非主营业务岗位；替代性工作岗位是指用工单位的劳动者因脱产学习、休假等原因无法工作的一定期间内，可以由其他劳动者替代工作的岗位。

用工单位应当严格控制劳务派遣用工数量，不得超过其用工总量的一定比例，具体比例由国务院劳动行政部门规定。

四、将第九十二条修改为：违反本法规定，未经许可，擅自经营劳务派遣业务的，由劳动行政部门责令停止违法行为，没收违法所得，并处违法所得一倍以上五倍以下的罚款；没有违法所得的，可以处五万元以下的罚款。

劳务派遣单位、用工单位违反本法有关劳务派遣规定的，由劳动行政部门责令限期改正；逾期不改正的，以每人五千元以上一万元以下的标准处以罚款，对劳务派遣单位，吊销其劳务派遣业务经营许可证。用工单位给被派遣劳动者造成损害的，劳务派遣单位与用工单位承担连带赔偿责任。

(二) 業務の展開に適する固定した経営場所および施設を有すること。

(三) 法律、行政法規の規定に適合する劳务派遣管理制度があること。

(四) 法律、行政法規に定めるその他の条件。

劳务派遣業務を取り扱うには、労働行政部門に対して法により行政許可を申請しなければならない。許可を受けた場合は、法により対応の会社登記手続を行う。許可を受けなかった場合は、いかなる組織および個人も劳务派遣業務を取り扱ってはならない。」

二、第六十三条は以下の通り改正する。

「派遣労働者は、派遣先企業の労働者が同一の業務に従事する場合に受ける報酬と同一の報酬を受ける権利を有する。派遣先企業は「同一業務同一報酬」の原則に従い、派遣労働者に対して、派遣先企業の同類職場の労働者と同一の労働報酬分配方法を実行しなければならない。派遣先企業に同類職場の労働者がいない場合、派遣先企業の所在地の同一または類似の職場の労働者の労働報酬を参照して確定する。

劳务派遣組織が派遣労働者と締結した労働契約、および派遣先企業と締結した劳务派遣契約において明記または約定された、派遣労働者に支払う労働報酬は、前項の規定に適合しなければならない。」

三、第六十六条は以下の通り改正する。

「労働契約による労働者の使用は、わが国の企業の基本的な労働者使用の形式である。劳务派遣による労働者使用は補足的な形式であり、臨時性、補助性または代替性のある職場においてのみ実施することができる。

前項に規定する臨時性のある職場とは、存続期間が6ヶ月を超えない職場をいう。補助性のある職場とは、主力業務職場にサービスを提供する非主力業務職場をいう。代替性のある職場とは、派遣先企業の労働者が一時休職研修、休暇などの事由により勤務できない一定期間において、その他の労働者が代わりに勤務できる職場をいう。」

派遣先企業は、劳务派遣による労働者使用の数量を厳格にコントロールし、その労働者使用数量の一定比率を超えてはならない。具体的な比率は国务院の労働行政部門が規定する。」

四、第九十二条は以下の通り改正する。

「本法の規定に違反し、許可を得ずに無断で劳务派遣業務を取り扱った場合、労働行政部門が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、違法所得相当額の1倍以上5倍以下の罰金を併科する。違法所得がない場合、5万元以下の罰金に処することができる。

劳务派遣組織、派遣先企業が本法における劳务派遣に関する規定に違反した場合、労働行政部門が一定期間内には是正するよう命ずる。期間を超えても是正しない場合、1名につき5千元以上1万元以下の基準にて罰金に処する。劳务派遣組織に対しては、その劳务派遣業務経営許可証を取消す。派遣先企業が派遣労働者に損害を与えた場合、劳务派遣組織と派遣先

本決定自 2013 年 7 月 1 日起施行。

本決定公布前已依法訂立的勞動合同和勞務派遣協議繼續履行至期限屆滿，但是勞動合同和勞務派遣協議的內容不符合本決定關於按照同工同酬原則實行相同的勞動報酬分配辦法的規定的，應當依照本決定進行調整；本決定施行前經營勞務派遣業務的單位，應當在本決定施行之日起一年內依法取得行政許可並辦理公司變更登記，方可經營新的勞務派遣業務。具體辦法由國務院勞動行政部門會同國務院有關部門規定。

《中華人民共和國勞動合同法》根據本決定作相應修改，重新公布。

【備 注】您也可點擊以下網址查看法令全文：
http://www.gov.cn/flfg/2012-12/28/content_2301534.htm

● 關於加強網絡信息保護的決定

【發布單位】全國人民代表大會常務委員會

【發布日期】2012-12-28

【實施日期】2012-12-28

【內容提要】根據該決定：

- 國家保護能夠識別公民個人身份和涉及公民個人隱私的電子信息。任何組織和個人不得竊取或者以其他非法方式獲取公民個人電子信息，不得出售或者非法向他人提供公民個人電子信息。
- 任何組織和個人未經電子信息接收者同意或者請求，或者電子信息接收者明確表示拒絕的，不得向其固定電話、移動電話或者個人電子郵箱發送商業性電子信息。

【法令全文】請點擊以下網址查看：
http://www.gov.cn/jrzq/2012-12/28/content_2301231.htm

企業が連帯して賠償責任を負う。」

本決定は、2013 年 7 月 1 日より施行する。

本決定の公布前に法により締結された労働契約および労務派遣契約は、期限満了まで引き続き履行されるが、労働契約および労務派遣契約の内容が、本決定における「同一業務同一報酬の原則に基づき、同一の労働報酬分配方法を実行する」旨の規定に適合しない場合、本決定に従い調整されなければならない。本決定の施行前に労務派遣業務を取り扱っている組織については、本決定の施行日から 1 年以内に、法により行政許可を取得し、且つ会社の変更登記手続きを行った場合に限り、新たな労務派遣業務を取り扱うことができる。具体的な方法は、國務院労働行政部門が國務院の関連部門と共に規定する。

「中華人民共和國勞動契約法」は、本決定に基づき、相應の改正を行い、新たに公布する。

【備考】法令全文をご覧になる場合は下記 URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/flfg/2012-12/28/content_2301534.htm

● インターネット情報の保護を強化することについての決定

【發布機關】全國人民代表大會常務委員會

【發 布 日】2012-12-28

【施 行 日】2012-12-28

【概 要】本決定によると以下の通りである。

- 國は、公民個人の身分を識別できるおよび公民個人のプライバシーにかかわる電子情報を保護する。如何なる組織および個人も、公民個人の電子情報を盗み取りまたはその他の不法な手段で入手してはならず、公民個人の電子情報を売却または不法に他人に提供してはならない。
- 如何なる組織および個人も電子情報の受取主の同意若しくは要請を経ず、または電子情報の受取主が拒否を明確に示している場合、その固定電話、移動電話または個人電子メール受信箱に営利目的の電子情報を伝送してはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/jrzq/2012-12/28/content_2301231.htm

● 关于审理侵害信息网络传播权民事纠纷案件适用法律若干问题的规定

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法释〔2012〕20号
【发布日期】2012-12-17
【实施日期】2013-01-01
【内容提要】根据该规定：

- 网络用户、网络服务提供者未经权利人许可，通过信息网络提供权利人享有信息网络传播权的作品、表演、录音录像制品，除法律、行政法规另有规定外，将构成侵害信息网络传播权行为。
- 上述侵权行为包括，通过上传到网络服务器、设置共享文件或者利用文件分享软件等方式，将作品、表演、录音录像制品置于信息网络中，使公众能够在个人选定的时间和地点以下载、浏览或者其他方式获得等行为。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinacourt.org/law/detail/2012/12/id/146033.shtml>

● 关于修改后的民事诉讼法施行时未结案件适用法律若干问题的规定

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法释〔2012〕23号
【发布日期】2012-12-28
【实施日期】2013-01-01
【内容提要】该规定按照“实体从旧、程序从新”法则，确立了2013年01月01日未结案件适用法律修改后的《民事诉讼法》的一般规则。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201301/t20130104_181577.htm

● 关于适用《中华人民共和国刑事诉讼法》的解释

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法释〔2012〕21号
【发布日期】2012-12-20
【实施日期】2013-01-01
【内容提要】该司法解释主要就以下法律适用问题作了具体规定：
1. 证人、鉴定人、有专门知识的人出庭的相关问题；
2. 非法证据排除的具体程序；

● 情報ネットワーク伝達権侵害の民事紛争案件審理の準拠法に関する若干事項についての規定

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法釈〔2012〕20号
【発布日】2012-12-17
【施行日】2013-01-01
【概要】本規定によると以下の通りである。

- ネットワークユーザー、ネットワークサービス提供者は権利者の許可を受けることなく、情報ネットワークを通じて、権利者が情報ネットワーク伝達権を有する作品、演出、録音録画製品を提供した場合、法律、行政法規に別段の規定がある場合を除き、情報ネットワーク伝達権侵害行為を構成する。
- 上記の権利侵害行為には、ネットワークサーバーへのアップロード、共有ファイルの設置またはファイルを利用してソフトウェアを分かち合うなどの方式を通じて、作品、演出、録音録画製品を情報ネットワークに置き、公衆が個人を選択する時間および場所にてダウンロード、閲覧またはその他の方式などで獲得することができるようにする行為をいう。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinacourt.org/law/detail/2012/12/id/146033.shtml>

● 改正後の民事诉讼法施行時に結了していない案件の準拠法に関する若干事項についての規定

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法釈〔2012〕23号
【発布日】2012-12-28
【施行日】2013-01-01
【概要】本規定は、「实体は旧法に従い、手続は新法に従う」法則に基づき、2013年1月1日に未結了の案件に改正後の「民事诉讼法」を適用する一般規則を確立した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201301/t20130104_181577.htm

● 「中華人民共和国刑事訴訟法」を適用することについての解釈

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法釈〔2012〕21号
【発布日】2012-12-20
【施行日】2013-01-01
【概要】本司法解释は、主に以下の法適用について具体的な規定を行っている。
1. 証人、鑑定人、専門知識を有する者の出廷について
2. 不法な証拠が排除する具体的手続

3. 庭前会议的适用案件范围、参加主体、功能等问题；
4. 附带民事诉讼赔偿标准；
5. 简易程序的具体适用；
6. 二审开庭的范围、限制发回重审、上诉不加刑等问题；
7. 查封、扣押、冻结财物的审查处理程序；
8. 刑事诉讼法新增的未成年人刑事案件诉讼程序、当事人和解的公诉案件诉讼程序、违法所得没收程序、强制医疗程序等四个特别程序。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201212/t20121228_181551.htm

3. 開廷前會議の適用案件範囲、参加主体、機能などについて
4. 付帯民事訴訟賠償基準
5. 簡易手続の具体的な適用
6. 第二審開廷の範囲、差し戻し事件の制限、控訴しても刑を重くしないなどについて
7. 財産の差押、押収、凍結の審査処理手順
8. 刑事訴訟法に新たに追加した未成年刑事案件訴訟手順、当事者和解の公诉案件訴訟手順、違法所得没収手順、強制医療手順などの4つの特別手順について

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201212/t20121228_181551.htm

● **关于办理行贿刑事案件具体应用法律若干问题的解释**

【发布单位】最高人民法院、最高人民检察院

【发布文号】法释〔2012〕22号

【发布日期】2012-12-26

【实施日期】2013-01-01

【内容提要】根据该解释：

- 为谋取不正当利益，向国家工作人员行贿，数额在一万元以上的，应当依照刑法第三百九十条的规定追究刑事责任。
- 该解释还对“情节严重”、“使国家利益遭受重大损失”、“情节特别严重”、“谋取不正当利益”等问题进行了界定，对“多次行贿”、“数罪并罚”、“从轻、减轻和免除处罚”、“缓刑和免于刑事处罚”、“行贿犯罪取得的不正当财产性利益”等问题进行了规范。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201301/t20130104_181576.htm

● **贈賄刑事案件的具體的準則法的應用に関する解釈**

【発布機関】最高人民法院、最高人民檢察院

【発布番号】法釈〔2012〕22号

【発布日】2012-12-26

【施行日】2013-01-01

【概要】本解釈によると以下の通りである。

- 不当な利益を追求し、国家職員に贈賄し、金額が1万元以上の場合、刑法第三百九十条の規定に基づき刑事責任を追及する。
- 本解釈はさらに「情状が深刻」、「国の利益に重大な損失をもたらす」、「情状がとりわけ深刻」、「不正な利益を追求」などの事項について画定し、「複数回贈賄」、「複数の罪には罰を併科」、「処罰を軽くし、軽減し、免除する」、「執行猶予および刑事処罰の免除」、「贈賄犯罪で取得した不正な財産性利益」などについて規範を行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201301/t20130104_181576.htm

● **2013年自动进口许可管理货物目录**

【发布单位】商务部、海关总署

【发布文号】商务部、海关总署公告2012年第94号

【发布日期】2012-12-10

【实施日期】2013-01-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201212/20121208496384.html>

● **2013年自動輸入許可管理貨物目錄**

【発布機関】商務部、税関総署

【発布番号】商務部、税関総署公告2012年第94号

【発布日】2012-12-10

【施行日】2013-01-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201212/20121208496384.html>

● [2013年进口许可证管理货物目录](#)

【发布单位】商务部、海关总署、国家质量监督检验检疫总局
【发布文号】商务部、海关总署、国家质量监督检验检疫总局公告 2012 年第 98 号
【发布日期】2012-12-27
【实施日期】2013-01-01
【备注】商务部还发布了[《2013年进口许可证管理货物分级发证目录》](#)。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201212/20121208502201.html>

● [2013年出口许可证管理货物目录](#)

【发布单位】商务部、海关总署
【发布文号】商务部、海关总署公告 2012 年第 97 号
【发布日期】2012-12-31
【实施日期】2013-01-01
【备注】商务部还发布了[《2013年出口许可证管理货物分级发证目录》](#)。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201212/20121208503273.html>

● [两用物项和技术进出口许可证管理目录](#)

【发布单位】商务部、海关总署
【发布文号】商务部、海关总署公告 2012 年第 96 号
【发布日期】2012-12-31
【实施日期】2013-01-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201212/20121208507720.html>

● [强制性产品认证目录产品与 2012 年 HS 编码对应表](#)

【发布单位】国家认证认可监督管理委员会
【发布文号】国家认证认可监督管理委员会公告 2012 年第 36 号
【发布日期】2012-12-28
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwx/ggxx/722154.shtml>

● [关于纳税人资产重组增值税留抵税额处理有关问题的公告](#)

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2012 年第 55 号
【发布日期】2012-12-13
【实施日期】2013-01-01

● [2013年輸入許可証管理貨物目錄](#)

【発布機関】商務部、税関総署、国家品質監督検査検疫総局
【発布番号】商務部、税関総署、国家品質監督検査検疫総局公告 2012 年第 98 号
【発布日】2012-12-27
【施行日】2013-01-01
【備考】商務部は[「2013年輸入許可証管理貨物等級別証書発行目録」](#)も発布している。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201212/20121208502201.html>

● [2013年輸出許可証管理貨物目錄](#)

【発布機関】商務部、税関総署
【発布番号】商務部、税関総署公告 2012 年第 97 号
【発布日】2012-12-31
【施行日】2013-01-01
【備考】商務部は[「2013年輸出許可証管理貨物等級別証書発行目録」](#)も発布している。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201212/20121208503273.html>

● [軍民両用物資および技術輸出入許可証管理目録](#)

【発布機関】商務部、税関総署
【発布番号】商務部、税関総署公告 2012 年第 96 号
【発布日】2012-12-31
【施行日】2013-01-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201212/20121208507720.html>

● [強制性製品認証目録製品と 2012 年 HS コードの対応表](#)

【発布機関】国家認証認可監督管理委員会
【発布番号】国家認証認可監督管理委員会公告 2012 年第 36 号
【発布日】2012-12-28
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwx/ggxx/722154.shtml>

● [納税者資産再編における増値税の未控除済み税額処理に関する公告](#)

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2012 年第 55 号
【発布日】2012-12-13
【施行日】2013-01-01

【内容提要】根据该公告：增值税一般纳税人资产重组过程中，将全部资产、负债和劳动力一并转让给其他增值税一般纳税人（以下简称“新纳税人”），并按程序办理注销税务登记的，其在办理注销登记前尚未抵扣的进项税额可结转至新纳税人处继续抵扣。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12183751.html>

● 证券投资基金法

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会

【发布文号】主席令第七十一号

【发布日期】2012-12-28

【实施日期】2013-06-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/flfg/2012-12/28/content_2301532.htm

● 上海产业用地指南（2012版）（上海）

【发布单位】上海市经济和信息化委员会等四部门

【发布文号】沪经信区（2012）939号

【发布日期】2012-12-19

【实施日期】2012-12-19

【内容提要】该指南内容包括：

- 主要对产业项目的容积率、固定资产投资强度、土地产出率、土地税收产出率、建筑系数、行政办公及生活服务设施用地所占比重、绿地率等用地指标的控制标准进行了相关规定。
- 该指南适用领域包括制造业项目用地、物流仓储业项目用地、研发总部类用地、标准厂房项目用地及战略性新兴产业项目用地。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai34241.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

【概要】本公告によると、増値税一般納税者は資産再編の過程で、すべての資産、負債および労働力をすべてその他の増値税一般納税者（以下「新納税者」という）に譲渡し、且つ手続に従って税務登記抹消手続を行う場合、自己の登記抹消前に未控除の仕入税額については、新納税者に譲渡でき、新納税者が引き続き控除を受けることができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12183751.html>

● 証券投資基金法

【発布機関】全国人民代表大会常務委員會

【発布番号】主席令第七十一号

【発布日】2012-12-28

【施行日】2013-06-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2012-12/28/content_2301532.htm

● 上海産業用地指南（2012版）（上海）

【発布機関】上海市經濟情報化委員會など四部門

【発布番号】滬经信区（2012）939号

【発布日】2012-12-19

【施行日】2012-12-19

【概要】本指南の内容には次のものが含まれる。

- 主には産業プロジェクトの容積率、固定資産投資強度、土地産出率、土地税収産出率、建築係数、総務および生活サービス施設用地の占める比重、緑地率などの用地指数の制御基準について規定を行っている。
- 本指南の適用範囲には製造業プロジェクト用地、物流倉庫業プロジェクト用地、研究開発本部類用地、標準建屋プロジェクト用地および戦略的新興産業プロジェクト用地が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai34241.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 商务部反垄断局：经营者集中案件，无条件批准率高达 96.6%

2012 年年底，商务部反垄断局公布了自 2008 年 08 月 01 日（《反垄断法》实施之日）至 2012 年 09 月 30 日期间的无条件批准经营者集中案件列表。在这段时间内，商务部反垄断局共审结经营者集中案件 474 件，其中无条件批准案件 458 件，无条件批准率高达 96.6%。

经营者集中的反垄断审查案件数量近年来不断攀升，商务部反垄断局局长尚明日前表示，商务部正在推进《关于经营者集中案件适用简易程序审查的暂行规定》的立法工作，拟对明显不具有排除、限制竞争效果的案件适用简易程序，以缩短办理期限、提高办理效率。

（里兆律师事务所 2013 年 01 月 04 日整理编写）

● 国家发展和改革委员会：六家境外企业因液晶面板价格垄断被处罚，总金额达 3.53 亿元

国家发展和改革委员会于 2013 年 01 月 04 日宣布，2001 年至 2006 年，韩国三星、LG，中国台湾地区的奇美、友達、中华映管和瀚宇彩晶等六家企业合谋操纵液晶面板价格，在中国大陆实施价格垄断行为，已被责令退还、没收和罚款总金额达 3.53 亿元。

上述处罚的法律依据是《价格法》第十四条、第四十条等，而不是《反垄断法》（自 2008 年 08 月 01 日起实施）。

（里兆律师事务所 2013 年 01 月 04 日整理编写）

● 律师可查阅上海常住人口户籍信息

- 律师因执业需要查询上海市范围内的常住人口户籍信息的，由律师本人到律师事务所所在地的派出所办理查询手续。
- 查询时，需要向派出所提供律师事务所介绍信、律师执业证的复印件（原件现场核对），不需要立案证明。
- 律师现场签署承诺书，承诺所查询相关信息只用于办案，不得泄露。

此外，上海市公安局原设在上海市福州路 185 号的“人口信息查询窗口”已关闭，不再对外受理户籍信息查询业务。

（里兆律师事务所 2013 年 01 月 04 日整理编写）

● 商务部独占禁止局：事業者集中案件の無条件許可率は 96.6%に達する

2012 年年末、商务部独占禁止局は、2008 年 8 月 1 日（「独占禁止法」施行日）から 2012 年 9 月 30 日までの期間における事業者集中無条件許可案件一覧表を公表した。この期間において、商务部独占禁止局は事業者集中案件を計 474 件審査し、そのうち無条件で許可した案件は 458 件であり、無条件許可率は 96.6%に達する。

事業者集中の独占禁止審査案件数はここ数年増え続け、商务部独占禁止局尚明局長が先頃発表したところでは、商务部は現在「事業者集中案件に簡易審査手続を適用する暫定規定」の立法作業を進めており、競争効果を排除し、制限することが明らかにない案件に対しては簡易手続を適用することで、手続期間を短縮し、作業効率を引き上げる。

（里兆法律事務所が 2013 年 1 月 4 日付で作成）

● 国家发展和改革委员会：国外企業六社が液晶パネルの価格について独占行為を行っていたとされ 3.53 億人民元に達する処罰を受けた

国家发展和改革委员会は 2013 年 1 月 4 日に、2001 年から 2006 年までの期間、韓国のサムソン、LG、中国台湾地区の奇美、友達、中華映管および瀚宇彩晶の六社が共謀して液晶パネルの価格を操作し、中国大陸で価格の独占行為を実施したとされ、返金、没収、罰金を命じられた総金額は 3.53 億人民元に達したと公表した。

上記処罰の法的根拠は「価格法」第十四条、第四十条などであり、「独占禁止法」（2008 年 8 月 1 日から施行）ではない。

（里兆法律事務所が 2013 年 1 月 4 日付で作成）

● 弁護士は上海に常住する人口戸籍情報を調べることができる

- 弁護士が執務上の理由から上海市範囲内の常住人口戸籍情報を調べる必要がある場合、弁護士本人が法律事務所所在地の派出所にて照会手続を行う。
- 照会を行う際は、派出所に法律事務所の紹介状、弁護士執務証のコピー（原本とその場で照合）を提供する必要があるが、立件証明は不要である。
- 弁護士はその場で承諾書に署名し、関係情報は案件の手続にだけ使用するものであり、漏洩してはならないことを承諾する。

なお、上海市公安局が従来の上海市福州路 185 号に設置していた「人口情報照会窓口」はすでに閉鎖し爾後外部からの戸籍情報照会業務を受理しない。

（里兆法律事務所が 2013 年 1 月 4 日付で作成）